

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業
実施要領（都道府県等経由）

制定 令和〇年〇月〇日〇新食第〇〇号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 趣旨

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱（都道府県等経由）（令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本要領の定めるところによるものとする。

第2 補助事業者等

1 補助事業者

補助事業者は、次の各号に定めるものとする。

(1) 都道府県

(2) 市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）のうち、次のアからエまでに掲げる計画の一つ以上を定めた市区町村（本事業実施年度末までにこれらを定めることが確実である市区町村を含む。以下「戦略策定市区町村」という。）

ア 食品ロス削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条に基づく市町村食品ロス削減推進計画

イ 食育基本法（平成17年法律第63号）第16条に基づく市町村食育推進計画（ただし、食品ロスの削減に関する事項を含む計画に限る。以下の計画についても同じ。）

ウ バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）第21条に基づく市町村バイオマス活用推進計画

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条に基づく一般廃棄物処理計画

2 間接補助事業者

間接補助事業者は、別表の間接補助事業者欄に掲げるフードバンク活動団体等とする。

(1) 特認団体

別表の間接補助事業者欄に掲げる間接補助事業者のうち、「特認団体」とは、以下の要件を全て満たす団体とする。

- ア 主たる事務所の定めがあること。
- イ 代表者の定めがあること。
- ウ 定款、組織規約、経理規約等の組織運営に関する規約があること。
- エ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

(2) 特認団体の申請

ア 特認団体の申請をする間接補助事業者は、交付申請の際に、別記様式第1号(特認団体認定申請書)を併せて補助事業者に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、補助事業者が特認団体の認定をしようとする場合は、あらかじめ別記様式第2号による特認団体に係る認定協議書を地方農政局長等(間接補助事業者の所在地、間接補助事業者の主たる事業を行う支所等の所在地、本事業によるフードバンク活動の実施に必要な食品を提供する食品関連事業者の所在地又は本事業によるフードバンク活動の実施により食品の提供を受けるこども食堂、生活困窮者、福祉施設等(以下、「こども食堂等」という。))の所在地(以下「間接補助事業者等所在地」という。)が北海道の場合にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その承認を受けなければならない。

イ 前号の特認団体認定申請書の提出に当たり、間接補助事業者等所在地が複数ある場合は、当該団体の任意の所在地によることができるものとする。ただし、前号による特認団体認定申請書、第5第2項による交付決定前着手届の提出及び要綱第6第1項による交付申請書に係る団体等所在地は同一のものでなければならない。

第3 事業の内容等

間接補助事業者は設立間もないフードバンク活動団体の人材育成、生鮮食品の取扱量の拡大の取組及び広域連携等の先進的取組等を行うものとする。

第4 補助対象経費等

- 1 本事業の補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な別表の補助対象経費欄に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区別して整理を行うこととする。
- 2 ただし、以下の経費については、本事業の補助の対象としない。
 - (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

- (2) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- (3) 当該補助金に係る消費税仕入控除税額

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 補助事業者は、別記様式第3号により都道府県等事業実施計画を作成し、要綱第6第1項の交付申請書に添付するものとする。
- (2) 都道府県等事業実施計画の変更（要綱第11の軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。）又は中止若しくは廃止の承認申請に当たり、要綱第10の変更等承認申請書を提出する場合も同様とする。
- (3) 補助事業者は、地方農政局長等が必要に応じて求める場合には、要綱第6第1項に定める交付申請書の提出より前に、第1号に定める都道府県等事業実施計画を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 事業の着手

- (1) 間接補助事業者は、補助事業者からの交付決定の通知を受けた後（補助事業者が自ら事業実施者なる場合にはあつては、地方農政局長等から要綱第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた後）に事業に着手するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合、間接補助事業者はその理由を明記した別記様式第4号による交付決定前着手届を補助事業者に提出した上で事業に着手するものとする。この場合、交付決定前着手届は、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから提出するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。なお、補助事業者は間接補助事業者より交付決定前着手届を受理した場合は、その写しを地方農政局長等へ提出することとする。
- (3) 前号の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する間接補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

3 事業状況の報告

地方農政局長等は、必要に応じ、事業実施年度の途中において、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

4 事業実施結果の報告

補助事業者は、事業終了後速やかに、事業実施結果に係る報告書を別記

様式第3号の都道府県等事業実施計画に準じて作成し、要綱第15の実績報告書に添付するものとする。

5 指導

- (1) 地方農政局長等は、第3項の事業実施状況の報告及び第4項の事業実施結果に係る報告書について、その内容を確認し、事業の成果目標に対して達成が困難と認める場合等には、補助事業者に対し必要な指導等を行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、前号のほか、補助事業者に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導等を行うことができるものとする。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

第7 成果目標

本事業によりフードバンク活動団体のうちスタートアップ団体や広域連携等の先進的な取組を行う団体を支援することにより、フードバンク活動等を通じた食品ロス削減を成果目標とする。

第8 収益納付

- 1 補助事業者又は間接補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して3年が経過する日までに事業実施によって、補助事業者又は間接補助事業者に相当の収益が生じたときは、補助事業者は、要綱第21の規定に基づき、別記様式第5号により年間の収益の状況を、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに地方農政局長等に報告しなければならない。
なお、地方農政局長等は、特に必要と認める場合には、当該報告を求め期間を延長することができるものとする。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者又は間接補助事業者が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、補助事業者に納付を命じることができるものとする。
- 3 納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、地方農政局長等は、特に必要と認める場合には、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第9 補助事業者等の採択基準

本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確

実に遂行するため適切なものであること。

- 2 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- 3 補助事業者及び間接補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 4 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- 5 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第10 財産の管理等

補助事業者又は間接補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

第11 守秘義務

- 1 補助事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 前項の規定は本事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）においても有効とする。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者にも前2項の規定を遵守さなければならない。

附 則

本事業は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表

区分	事業内容	補助対象経費	補助事業者	間接補助事業者	補助率	実施要件
1 スタートアップ支援事業	<p>(1) 検討会の開催等 設立から間もないフードバンク活動団体や生鮮食品の取扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体の発展に向けて、その活動を円滑なものとするため、次のアからカまでの取組を行う。ただし、イからオまでの取組については、いずれか1つ又は複数の取組を選択して実施するものとする。</p> <p>ア 検討会の開催 特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減の検討を行い、今後の具体的な活動方策等を取りまとめる。</p> <p>イ 研修会等の開催 食品関連事業者、フードバンク活動団体の実務に携わる関係者に向け、アで取りまとめた内容に係る研修会等を開催する。</p> <p>ウ 普及啓発の実施 フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発資料を作成し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。</p> <p>エ 人材育成の実施 フードバンク活動団体の人材育成に向けて、食品衛生管理及びフードバンク活動団体の運営方法等の習得のため、食品衛生責任者講習、先進フードバンク活動団体での現地研修の受講等の取組を行う。</p> <p>オ 連携強化の実施 他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。</p> <p>カ 報告書の作成 アからオまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。</p>	<p>事業内容に掲げる取組に必要な以下の経費を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費・賃金(注)、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、人材育成の実施に係る講習会受講費等(講習会受講料、研修指導者謝金、受講者旅費)、損害賠償保険料、役務費、委託費 ・ 運搬用車両の賃借料(燃料を除く。) ・ 一時保管用倉庫(常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等)の賃借料 ・ 入出庫管理機器(ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等)の賃借料(インク等の消耗品を除く。) 	都道府県又は戦略策定市区町村(補助事業者が自ら事業を実施する場合も含む。)	<p>フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって次に掲げる団体。</p> <p>市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、社会福祉法人、又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって補助事業者が総括審議官と協議の上、特に認める団体(以下「特認団体」という。以下同じ。)</p>	定額	<p>事業実施完了日までに、食品の取扱いに当たって「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく又は準じた取扱いを行う体制を整備する団体であって、以下ア及びイのいずれかの要件を満たすフードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会であること。</p> <p>また、以下ウに掲げる事業において3回以上補助を受けたことのない団体であること。</p> <p>加えて、区分に掲げる2の事業を実施する間接補助事業者でないこと。</p> <p>ア 令和5年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないこと</p> <p>イ 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する計画を有すること</p> <p>ウ 過去の類似事業 (ア) 平成22年度食品産業環境対策支援事業(フードバンク活動推進事業) (イ) 平成23年度食品産業環境対策支援事業(フードバンク活動推進事業) (ウ) 平成24年度食品産業環境対策支援事業(フードバンク活動推進事業) (エ) 平成25年度食品産業環境対策推進事業食品廃棄物等削減推進事業(フードバンク活動に係る事業) (オ) 平成26年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業(フードバンク活動の支援に係る事業) (カ) 平成27年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業 (キ) 平成28年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業 (ク) 平成29年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動の推進事業 (ケ) 平成30年度持続可能な循環資源活用総合対策事業フードバンク活動の推進事業 (コ) 平成31年度食料産業・6次産業化交付金フードバンク活動の推進事業 (サ) 令和2年度食料産業・6次産業化交付金フードバンク活動の推進事業</p>

	(2) 食品受入能力の向上 設立から間もないフードバンク活動団体や生鮮食品の取扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体の発展に向けて、その活動を円滑なものとするため、運搬用車両、食品の保管用倉庫(冷蔵庫・冷凍庫含む。)、入出庫管理用機器等の賃借を行う。			フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。	1/2 以内	(シ) 令和3年度食料産業・6次産業化交付金フードバンク活動の推進事業 (ス) 令和4年度食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業
2 先進的取組支援事業	<p>食品の取扱量の拡大等の課題に対応する先進的な活動を行うフードバンク活動団体を拡大させるため、次のアからキまでのいずれか1つ又は複数の取組を行う。</p> <p>ア 広域的な連携 フードバンク活動団体が、その所在する都道府県以外の地域の食品関連事業者及び子ども食堂等と連携し、広域的に食品の受入れ・提供を行う。</p> <p>イ プラットフォームの構築 民間団体等が、食品関連事業者から食品の寄附の相談を一括して受け付けるプラットフォームとなり、複数地域の多数のフードバンク活動団体と連携し、物流コスト等の観点で効率的な提供先を調整し、円滑に食品の受入れ・提供を行う。</p> <p>ウ マッチングに特化した活動 フードバンク活動団体が、食品の輸配送・保管を自ら行うことなく、食品の寄附を行う食品関連事業者と、その食品を必要とする子ども食堂等とのマッチングのための連絡・調整を行い、円滑に食品の受入れ・提供を行う。</p> <p>エ 行政とのコーディネート フードバンク活動団体が、地方公共団体との連携強化により、継続的な食品の受入れや、食料の支援を必要とする者の情報の適切な把握等を行うこと等により子ども食堂等への食品の提供を行う。</p> <p>オ 企業とのコーディネート フードバンク活動団体が、民間団体(食品提供元の食品関連事業者等及び需要地の子ども食堂等を除く。)と連携して、食品の受入れ・提供を効率的・効果的に行う方法を構築した上で実施する。</p> <p>カ 農業者との連携 フードバンク活動団体が、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体と連携して、生産段階で発生す</p>	<p>事業内容に掲げる取組に必要な以下の経費を対象とすることとし、間接補助事業者の主たる事業所が所在する都道府県及び市区町村以外の地域において事業の実施に必要な経費も含めることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動経費 人件費・賃金(注)、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、損害賠償保険料、役員費、委託費 食品の一時保管用倉庫等の賃借料 運搬用車両の賃借料(燃料を除く。)、一時保管用倉庫(常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等)の賃借料、入出庫管理機器(ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等)の賃借料(インク等の消耗品を除く。) 食品の輸配送費 (ア) 他者に対して車両単位で輸配送を依頼することにより行うもの (イ) 小口配送便等により行うもの (ウ) 事業実施者となるフードバンク活動団体の運営に携わる者が、自ら輸配送することにより行うもの(輸配送に伴う荷積み、荷卸し、倉庫の入出庫に係る業務に係る実働に応じた対価(注)及び燃料代(走行距離1キロメートルあたり16円に補助率を乗じた額を補助上限とする。))を含む。 	<p>都道府県又は戦略策定市区町村(補助事業者が自ら事業を実施する場合も含む。)</p>	<p>事業内容に掲げるアからキまでのいずれかの取組を行うフードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。</p> <p>また、フードバンク活動団体ではない団体であって、イ又はキの取組を行う次に掲げる団体。</p> <p>市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、社会福祉法人、又は特認団体</p>	1/2 以内	<p>事業実施完了日までに、食品の取扱いに当たって「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく又は準じた取扱いを行う体制を整備すること。</p> <p>区分に掲げる1の事業を実施する間接補助事業者でないこと。</p>

	<p>る規格外を含む農林水産物を受入れ、こども食堂等に提供する。</p> <p>キ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動 民間団体等が、複数の食品関連事業者と連携することにより、食品の品目や量の偏りの解消等に取り組みつつ食品の受入れを行い、こども食堂等のニーズに対応した食品の提供を行う。</p>	<p>なお、食品の輸配送費については、以下 (a) 又は (b) に該当するものとし、フードバンク活動団体から需要地に輸配送した後に、当該需要地から別のこども食堂等へ輸配送する費用は補助対象外とする。</p> <p>(a) 食品関連事業者等から事業実施者のフードバンク活動団体に輸配送するために必要な費用であって、フードバンク活動団体が支払うもの</p> <p>(b) 事業実施者のフードバンク活動団体から需要地（こども食堂等）に輸配送するために必要な費用であって、フードバンク活動団体が支払うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> システム構築費 区分の2における事業内容のイの活動に必要となる食品の提供者の提供情報と受入れ者の需要情報等を一元的に管理するシステムの構築（事業実施年度にその構築後の活用による食品提供の成果が認められる場合に限る。）に係るシステム設計費、補助賃金、マニュアル作成費 				
--	--	--	--	--	--	--

(注) 補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づいて算出すること。

別記様式第1号（第2第2項第2号関係）

令和5年度 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業特認団体認定
申請書について

番 号
年 月 日

都道府県知事又は戦略策定市区町村長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

間接補助事業者の特認関係

間接補助事業者名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

(注) 必要に応じて都道府県知事、戦略策定市区町村長が指示した書類等を添付すること。
都道府県知事等は、間接補助事業者から別記様式第1号の提出があった場合には、別記様式第2号とともに地方農政局長等へ提出すること。

別記様式第2号（第2第2項第2号関係）

令和5年度 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業特認団体に係る
認定協議書について

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事又は戦略策定市区町村長 氏 名

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業実施要領（都道府県等経由）第2に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式第3号（第5第1項第1号関係）

都道府県等事業実施計画

経費の配分及び負担区分の詳細

（都道府県名、戦略策定市区町村名： ）

市区町村名	間接補助事業者名	事業名	事業内容	成果目標	補助対象経費（円）		負担区分（円）			完了予定年月日	備考
					事業費	国庫補助金	都道府県費 市区町村費	自己資金			
								うち借入金			

(注) 1 「市区町村名」の欄については、都道府県、戦略策定市区町村が本要領の別表区分に掲げる事業を行う場合には省略すること。
 2 「事業名」の欄については、本要領の別表の区分に掲げる事業名を記載すること。
 3 「事業内容」の欄については、本要領の別表の事業内容に掲げる内容を記載すること。
 4 「成果目標」の欄については、別添の第4に掲げる成果目標値を記載すること。
 5 「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。
 6 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

添付書類

- ・都道府県又は戦略策定市区町村の本補助金の交付に関する規程、要綱又は要領
- ・間接補助事業者が作成する本様式の別添の事業実施計画（都道府県等が自ら別表区分に掲げる事業を行う場合は、その事業実施計画）
- ・戦略策定市区長村の場合、本要領第2に掲げる計画のうち該当する計画
- ・都道府県又は戦略策定市区町村として補助金の交付を受けようとする者は、事業実施者として補助金の交付を受けようとする者の中に、別表の間接補助事業者に定める特認団体の認定を受けようとする者が含まれている場合は、別記様式第1号の写し及び別記様式第2号を添付すること。

(注)

添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（都道府県等経由）実施計画

第1 事業の目的及び内容

1. 事業の目的

- ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載
- ※ 事業で実施する内容が我が国の食品ロス削減にどのように寄与するかを記載

2. 実施体制

- ※ 連携する団体等について名称、概要を記載

3. 事業の内容 ※事業区分ごとに具体的な内容を記載

(1) スタートアップ支援事業

ア 検討会の開催等

① 検討会の開催

開催時期 及び回数	
出席者数	
検討内容	
備考	

② 研修会等の開催

開催時期	
開催場所	
参加人数	
実施内容	
資料作成部数	
備考	

③ 普及啓発の実施

開催時期	
開催場所	
参加人数	
検討内容	

備 考	
-----	--

④ 人材育成の実施

講演会名称	
開催時期	
開催場所	
参加人数	
実施内容	
備 考	

⑤ 連携強化の実施

講演会名称	
開催時期	
参加人数	
実施内容	
資料作成部数	
備 考	

⑥ 報告書の作成

作成部数	
主な配布先	
HP 公表	
備考	

イ 食品受入能力の向上

リース等の 時期	
リース等の 内容	
備考	

(2) 先進的取組支援

ア 先進的取組の区分（以下のいずれかから一つ又は複数選択）

- (ア) 広域的な連携
- (イ) プラットフォームの構築
- (ウ) マッチングに特化した活動
- (エ) 企業とのコーディネート
- (オ) 行政とのコーディネート
- (カ) 農業者との連携
- (キ) 食品企業と連携したフードバンク活動

イ 先進的取組の具体的内容

第2 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分			事業の委託	備考
			国庫補助金	都道府県費・市町村費	自己資金		
（「1. スタートアップ支援事業」又は「2. 先進的取組支援事業」）		円	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合計							

- (注) 1 事業細目は、本要領別表の事業内容により記入すること。
2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。

第3 事業の目標、波及効果

1. 事業の目標

- ※ 事業の目標について、以下のとおり具体的かつ定量的に記載すること。
本事業により、令和●年度までに未利用食品の取扱量を、令和●年度から●トン以上増加させ、食品ロスを削減する（青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する計画のある団体の場合、青果物等生鮮食品の取扱量の目標についても記載すること）。先進的取組を実施する団体の場合、選択した取組毎の目標についても記載すること）

2. 波及効果

- ※ 事業で実施した各種取組について、ホームページや広報誌、イベント等の場を活用して、都道府県域内に広く普及させるための取組を記載。

第4 事業成果・効果の検証方法

※ 第3の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載

※ 上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載

第5 フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（平成28年11月農林水産省公表）に定められた事項を遵守しているか。

遵守している 遵守していない

事業実施年度末までに遵守する見込み（実績報告時は選択不可） |

第6 間接補助事業者の概要

事業者名・法人番号	
事業者区分	<p>該当するものにチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> フードバンク活動団体</p> <p><input type="checkbox"/> フードバンク活動団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会</p> <p><input type="checkbox"/> フードバンク活動団体ではない団体であって、要領の別表のうち間接補助事業者欄に掲げる団体</p> <p>(※上記に該当する場合、団体種別を記載)</p>

団体責任及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	郵便番号 所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
	URL			
経理担当及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
連絡担当名及び	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	

連絡先	E-mail	
設立年月日等 ●年●月●日（フードバンク活動を開始した年月日と異なる場合は、フードバンク活動を開始した年月日を記載。）		
過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無（※いずれかを選択）（該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載してください。）		
本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けている事実又は受ける予定の有無 有・無（※いずれかを選択）		
民間の助成金事業による助成を受けている事実又は受ける予定の有無 有・無（※いずれかを選択）		

※ 定款等、間接補助事業者の概要や沿革が分かる資料を添付すること。

（添付資料）

- ・ 間接補助事業者が民間企業である場合にあつては、直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・ 間接補助事業者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・ 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあつては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- ・ 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- ・ 間接補助事業者は事業実施計画を策定し、都道府県知事又は戦略策定市区町村長へ提出すること。

別記様式第4号（第5第2項第2号関係）

令和5年度 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業交付決定前着手届について

番 号
年 月 日

都道府県知事又は戦略策定市区町村長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由等によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、間接補助事業者が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注1 「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

注2 都道府県又は市区町村が別表の区分に掲げる事業を行う場合は、本届は地方農政局長等に提出します。

別記様式第5号（第8第1項関係）

令和5年度 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業収益状況の報告について

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事又は戦略策定市区町村長 氏 名

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業実施要領（都道府県等経由）第8の規定に基づき、下記のとおり年間の収益の状況を報告する。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 事業の目的 | |
| 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定 | 円 |
| 5 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

(注) 1 収益計算書等を添付すること。